



浜松市告示第510号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による浜松都市計画事業都田川山土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり小字を廃止することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和3年6月21日

浜松市長 鈴木康友

#### 1 小字を廃止する区域

都田町字東原3888の1からの3888の2まで、3888の4から3888の5まで、3888の16、3888の21、3888の24から3888の27まで、3888の30、3888の33、3888の36、3888の38、3888の47から3888の48まで、3888の76から3888の80まで、3888の83、3888の86から3888の90まで、3888の95から3888の97まで、3888の99から3888の100まで、3888の105から3888の110まで、9665、都田町字画名3898の1、都田町字都田山十五7766の2、9664の1、都田町字都田山十六7768の4、7768の7から7768の10まで、7768の12から7768の36まで、7768の38から7768の47まで、7768の49、7768の58から7768の62まで、7768の64から7768の65まで、7768の67から7768の68まで、7768の80、7768の84、7768の89、7768の91、7768の94、7768の98から7768の99まで、7768の101から7768の109まで、7768の111から7768の114まで、7768の119、7768の121から7768の122まで、7768の125から7768の158まで、7772の1から7772の5まで、7772の20、7772の24、7772の27から7772の53まで、7772の56から7772の59まで、7772の61、7772の63から7772の71まで、7772の75、7774の1から7774の10まで、7775の1から7775の14まで、7776の1から7776の7まで、7777の1、7777の3から7777の9まで、7777の12から7777の17まで、7777の20から7777の41まで、7778の1、7778の9から7778の10まで、7778の15から7778の18まで、7778の24、7779の1、7779の6、7780の1から7780の3まで、7780の6、7780の8から7780の10まで、7780の14から7780の19まで、7782の1から7782の2まで、7783の1から7783の4まで、7784、7786の1から7786の

2まで、7786の23から7786の24まで、7786の27、7786の29から  
7786の36まで、7786の47から7786の49まで、7787の1から778  
7の12まで、7788の1から7788の7まで、7788の9から7788の15ま  
で、7788の21から7788の26まで、7788の28から7788の39まで、  
9657から9658まで、及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

上記地番は、令和2年12月10日現在の登記簿による。